



この電話は夜間・休日でも利用できます。

四葉マジカル ひま

第282号

世帯と人口
4月1日現在

前月比
人 口 312,590(-2,173)
男 155,345(-1,249)
女 157,245(- 924)
世帯数 135,125(- 743)
(住民基本台帳による)

発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋 1-18-1 電〔981〕1111 円 170 編集 広報室



縁いっぱい 住みよい生活環境づくり

林道を歩いているときのむせるような緑の香、日ざかりの町でふとめぐり合う緑陰でのやすらぎ。こうした経験をおもちの方も、かなりおられるはずです。

しかし、都会では、無秩序に速度を早める市街化、人口、産業から、一区では昨年

「掃除人」でもあります。また、緑のオープンスペースは、私たちの『いいいの場』であると共に、『公園の緩和』と、災害時における『避難拠点』としてはたらきを持っています。

このような見地

区の木と花を選ぼう

自然回復を願う 緑のシンボル

多数ご応募ください

暮しと生命を支える自然を愛し、うるおいのある生活環境を求めるために『区の木と花』を選定することになりました。

区民のみなさんと協力し合って、町を緑と花でいっぱいにいたしましょう。

区にふさわしい、木と花を選んでください。

◆応募期間：4月25日（水）～6月24日（日）まで

◆応募資格：区内にお住いの一般区民の方

◆応募方法：一人につき木・花各一点。①官制はがき（記入方法は下図参照）②投票用紙（用紙は各出張所または区役所支闈案内所にあります）

◆応募先：郵送の場合：④豊島区東池袋一の十八之一豊島区役所広報室。（直接の場合は各出張所窓口）

自然回復を願う“緑のシンボル”を存する僅かな緑を守
る経費は、原則として、使用者の負担となります。
ぜひご利用ください。

不の申込み…
提供しようとする方は
意緑申込書（公園課窓口にて提出下さい）を当係に提出し
ます。お急ぎの場合
品でどうぞ。

☆公共施設への移植・植樹希望者のない樹
木に応じて区が受領し
との公共施設に移植して
※『ほの銀行』窓口は
公園課公園管理係

区内の誕生
統計(区)
マ申込
出生
太申込

利用の案内

とになりました。
△対象者は――

での受付分は四月に配布。
▽苗木の種類は――配付の時期
によって若干異なります)
ドウダンツツジ、サザンカ、

月・七月と九月までの受付分は十月・十月と十二月まで受付分は一月・一月と二月

お子さんの誕生祝つて “記念植樹”をどうぞ

木のなまえ○○○○○○
花のなまえ○○○○○○
(理由があれば記入)

- ◆選定方法＝選定会議を設けて
そこにはかります。
- ◆発表＝8月25日発行の本紙
- ◆記念品＝入選種目の応募者
なかから抽せんにより各五名
の方に贈られます。
- ◆問合せ先＝広報室（内線265）

【区内では】申込券を受付け、とりまとめて引換券を郵送いたします。それを持って区の指定の種苗業者から苗木を受取って、ただくしくみになっています。

西村四一／区公団事務局長

十九年三月三十一日までの出生した家庭で植樹を希望される方の樹種の種類は、区で指定

□植樹の時期は、一年二回

□西村四一／区公団事務局長

十四年四月一日～九月三十日までの間、植樹を希望される方へお手紙を送ります。

誕生記念として、区が贈呈し
ます樹木を自家に植栽できない
方のために『誕生の森』を設け
ることになりました。

□対象者は…

▽申込受付から苗木配付まで一ヶ月半(四月一日から四月十五日)

寝たきりのお年寄りに

寝たきりの状態が六ヶ月以上になり、なお、その状態が継続するものと認められること。



明るく育つ「さくらの家」
45年11月に開所した。心身障害者の福祉施設「さくらの家」は、いま生きる喜びを身体いっぱいに表現する様子。明るく花を咲かせています。〔写真〕経作英風景

老人福祉手当が増額

4月1日から月額五千円に

区では、心身に障害があるため寝たきりの状態にあるおとしよりに、病苦を慰め、経済的負担を少しでも軽減していただきため、昨年十一月一日から月額三千円の福祉手当を支給していますが、四月一日から月額五千円に引きあがれます。なお所得制限が撤廻になりましたので、次の要件に該当され、まだ手続きをしていない方は、申請してください。

◎区内にお住まいの満六十歳以上の方で、

①…寝たきりの状態が六ヶ月以上になり、なお、その状態が継続するものと認められること。

きめ細かい施策を図るため

心身障害者(児)の実態調査に

ご協力ください

区では、今年度の区政基本方針として、四本の柱を軸としておりますが、「心身障害者の福祉増進のための施策」は、その一本となっています。

そこで、区では心身に障害をおもむきの方や、家族の生活の安定を願い、ひとりの人間としてのしあわせを保障し、かつ守るために仕事を押し進めることになりました。そのためには、心身に障害をおもむきの方や、家族がどのような生活を送り、何を必要とし、またどのような考え方を持ちになっているかを、適確に知りたいことが何よりも必要だと考えています。

- 1 調査の対象となる方は—
昭和四十八年五月一日現在、区内にお住い(施設、病院等に入所、入院中の方も含む)の
①…知恵おくれのある方
②…身体に障害のある方
全員が対象となります。

なお、他区市町村または、

他府県から転入された方で、

豊島区福祉事務所に転入手続

きをされていない方には、通

知をさしあげることができます。

これに該当する方でしたら、ぜひ記までご連絡ください。

2 調査期間は—

昭和四十八年五月一日から昭和四十九年五月三十一日までの一ヶ月間です。

3 調査の内容は—

②…養護老人ホームなどの福祉施設にはいっていないこと。
◎申請手続きは

老人福祉手当認定申請書に所要事項を記入押印して提出してく

ださい。

◎申請先と問い合わせは

老人福祉課(内線312)

ご協力ください

社会教育団体を調査中!

教育委員会では、当区における社会教育活動の発展を図るために、区内で活動している社会教育団体の調査を行なっています。

この調査によって各団体の実態を把握し、今後の社会教育団体の育成のための参考とするとともに、調査結果に基づいては、資料の提供等を通じ、団体活動の発展に寄与していく予定ですかから、ご協力ください。

△対象となる団体は…

②…養護老人ホームなどの福祉施設にはいっていないこと。

◎申請手続きは

老人福祉手当認定申請書に所要事項を記入押印して提出してく

ださい。

◎申請先と問い合わせは

老人福祉課(内線312)

心身障害者(児)の実態調査に

ご協力ください

- ①…障害の状況
②…生活の状況
③…世帯の状況
④…福祉施策の利用状況
⑤…要望および意見について

4 調査の方法は—

①…知恵おくれのある方につい

ては、

精神薄弱者相談員が、対象と

なる家庭を訪問して行ないま

す。

②…身体に障害のある方につい

ては、

調査用紙は、四月末に

に郵送し、ご記入いただいた

後は、同封の封筒で返送し、

いただきます。

なお、調査用紙は、四月末に

は対象となる家庭にお送りす

ることになっていますが、五月

一日までに届かなかった方で、

対象となる方は、福祉課(内線296)へご連絡ください。

『福祉の窓口』を一緒に

窓口変更一部

は二階に

『豊島荘の受付』

は二階に

『豊島荘の受付』

は二階に

『豊島荘の受付』

は二階に

告知板

一分別するもの

種別	主な製品
プラスチック類	樹脂・食器類・うすい袋・調味料のいれもの(ソース・醤油・マヨネーズ)・各容器・おもちゃ・ハンドバック・カバンなど
ゴム・皮革類	サンダル・ゴムホース・ボール・カバン・靴など主として成型加工されたもの
その他の	こう類・体温計・寒暖計・乾電池など主として鉛・水銀を使っているもの

一分別収集の日程表

曜日割	実施地域町丁目
第一 三	月曜日 駒込1・2・3・6丁目、大和町、池袋本町1・4丁目
	火曜日 駒込4・5・7丁目、巣鴨2・5丁目、西巣鴨4丁目、池袋本町2・3丁目、池袋4丁目
	水曜日 墓町1・3・4丁目、池袋2丁目
	木曜日 北大塚1・2・3丁目、池袋1・3丁目、西池袋1・3・5丁目
	金曜日 西巣鴨1・2・3丁目、自由3・4丁目、西池袋2丁目
土曜日	上池袋2・3・4丁目、西池袋4丁目、自由5丁目、千早4丁目
第二 四	月曜日 南大塚1・2丁目、南長崎1丁目、長崎1・2・3丁目
	火曜日 南大塚3丁目、東池袋4・5丁目、南長崎2・3・4丁目
	水曜日 上池袋1丁目、東池袋2丁目、南長崎5・6丁目、長崎4丁目
	木曜日 東池袋1・3丁目、南池袋1・2・3丁目、長崎5・6丁目、千早2・3丁目
	金曜日 南池袋4丁目、雑司谷1・2・3丁目、千早4丁目、要町3丁目、千川1・2丁目、高松3丁目
土曜日	自由1・2丁目、高田1・2・3丁目、高松1・2丁目、要町1・2丁目

収集日が祝日に当った場合は次の収集日に出して下さい。

◆トミの分別収集に

「一」協力ください

別に集めますので、ご協力ください。

「二」ぞんじですか

ここ数年、各家庭から出されるゴミは増量の傾向が著しく、また、質的にも変化し、多様化しております。なかでも、プラスチック類は、はなはだしいものです。しかし、プラスチック類は、いまや、日常生活に欠かすことのできないほど生活に密着しているのも事実です。

一方、これらプラスチック類が不用物となり、ひとたびゴミとして出された場合、その処理（焼却・埋立）が大変むずかしくなっています。特に、焼却した際には公害問題を引き起こし、住民のみんなの生活環境に悪影響を与えることが、過日の調査ではっきりしました。

そこで、燃やすと公害源となるような、プラスチック・ゴム及

び革などのゴミを、一般容器収集ゴミ（紙・台所等ゴミ）と分け出して、ただく制度「分別収集」を実施することになりました。

月2回 分けるもの別表のとおりです。

町会などからお知らせしますが、集積場所には、プラスチック集積場の表示をします。

4 出す時間 3 出す場所 2 集める回数 1 分けるもの別表のとおりです。

△敷地単位／建築基準法と違反建築△

建築基準法の基本的な考え方で、原則として隣接地など、近隣の土地の状況は考慮せず、建築物とその敷地の関係のみを対象とするという考え方です。

△違反建築△ 敷地単位の考え方に基づいた建築基準法という法律に違反する建築物のことですが、その内容や程度によって次のような場合があります。

①手続だけが不備な違反建築を指導あるいは命令によって実行させ、適法な状態にする訳です。これらの手段を、違反の内容と程度に応じて、用途変更や修繕、移転、除却などの是正行為を行ないます。

△若いうちに未来の設計を△

△保険料を納められないとき△

△若いうちに未来の設計を△

